

令和4年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議

日時：令和4年11月7日（月）

10：00～

場所：総合福祉会館 大研修室

○事務局（子ども家庭課 中原課長） 定刻になりましたので、ただいまより、令和4年度堺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、子ども家庭課の中原でございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本協議会は、市域全体の各機関の代表者で構成される「代表者会議」、各区に区域の関係機関の代表者で構成される「区代表者会議」があり、その下に3カ月に1回程度、支援対象の全児童の進行管理を行う「ケース連絡会」と、個別のケースについて具体的な支援内容等を検討する「個別ケースカンファレンス」があります。区代表者会議はすでに8月～10月にかけて開催されており、本日は各区で議論された課題や取組等について共有し、市全体としての具体的な方策等について議論を深める場として、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

では、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本会議の次第、座席表、委員名簿、本協議会設置要綱、本日の資料といたしまして、

資料1. 令和3年度堺市における児童虐待に関する状況

資料2. 令和4年度児童虐待防止への取組状況

資料3. 令和4年度要保護児童対策地域協議会 区代表者会議の要約

資料4. 新型コロナウイルス感染症と子育て支援課における虐待対応件数の比較

参考資料 子どもの見守り強化アクションプラン

- ・オレンジ&パープルリボンキャンペーンのチラシ
- ・厚労省189チラシ
- ・里親リーフレット でございます。

なお、議事を記録するため、録音させていただきます。予めご了承ください。また、本会議は、市民の方への情報提供のため、公開とさせていただいております。委員の皆様には、個人を特定する情報等の発言については控えていただきますようお願いいたします。

なお、本日この会議を傍聴の方は1人です。

それでは、開会に際しまして、森子ども青少年局長より、御挨拶申しあげます

○森会長 皆さん、おはようございます。子ども青少年局長の森でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和4年度堺市要保護 児童対策地域協議会代表者会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。令和2年度、3年度と過去2年間は書面開催とさせていただいておりましたので、3年ぶりの対面開催となります。また、平素は、本市児童福祉行政をはじめ市政の 各般にわたりまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。さて、本市では、令和4年度を「さかい里親YEAR」と位置付け、ひとりでも多くの子どもが里親家庭等で暮らせるように、里親の登録者を増やすことに重点を置いた施策を年間を通じて展開しています。

また、11月は「児童虐待防止推進月間」であり、11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間であることから、11月を中心に 啓発に取り組んでいるところです。9月に厚生労働省が発表した令和3年度の児童虐待相談対応件数は、前年度より1.3%増え、約20万7700件で過去最多を更新しました。コロナ禍におきましても、待たなしの児童虐待への対応につきましては、ここにお集まりの関係機関の皆様のご尽力を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

本日は、議題の一つとして、新型コロナウイルス感染症と虐待対応件数の比較について取り上げておりますので、そこで皆様と意見交換できればと思っております。

本市は本協議会のネットワークを最大限に生かし、児童虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた子どもの保護や支援及びその家庭への支援に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日、皆様には、それぞれの立場から忌憚のない ご意見をいただきますとともに、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

○事務局（子ども家庭課 中原課長） 続きまして、委員皆様方の自己紹介についてですが、時間の関係上、誠に申し訳ございませんが、名簿を御確認いただければと思っております。また、欠席、代理出席の方についても同様に名簿を御確認いただければというふうに思っております。なお、この名簿に反映されていない、急遽、御欠席されています委員の方等を御紹介させていただきます。

まず、名簿の3番になりますが、堺市の市民人権局人権部長の懸樋部長が所用のため欠席となっております。代理で、出野人権企画調整課長が出席となっております。

あと、8番の堺市子ども青少年局子育て支援部長の井上委員と、10番の堺市中保健福祉総合センター所長の石井委員のほうで、急遽、御欠席という形になっております。

あと、また各区の代表者会議の事務局であります区の子育て支援課からも各1名ずつ事務局として出席しております。

なお、堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱につきましては、7月1日付で改正したものを配布しております。改正事項といたしましては、別表第2中、代表者会議の構成機関に母子生活支援施設のハピネス・ハーク様を追記している形になっております。

それでは、本会議の会長は、要綱の第4条の規定によりまして、子ども青少年局長が務めることとなっております。それでは、森会長、会議の進行をお願いいたします。

○森会長 改めまして、本会議の会長を務めます森でございます。よろしくお願いいたします。

これより先、失礼ですが着座にて進行させていただきます。それでは、お手元の次第に沿いまして進行のほうをさせていただきます。まず、次第1から3まで一括して事務局から説明をさせていただきます。その後、御意見を頂戴したいと思います。

まず、次第1の「令和3年度堺市における児童虐待に関する状況」につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局（子ども家庭課 岩本） それでは、事務局のほうから説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、資料1を御覧いただければと思います。（1）の「児童虐待通告件数の推移」を御覧いただければと思います。

表の一番右側になりますけれども、令和3年度に子ども相談所が受けた児童虐待通告件数は1,239件、延べ2,352人。一方、全7区の子育て支援課が受けた虐待通告件数は836件、延べ1,565人で、堺市全体では、合計で年間2,075件、延べ3,917人についての通告があったということになります。以前は、世帯数でカウントしていましたが、実際、何人の子どもが通告を受けているの分かりにくいという御指摘も以前ございましたので、令和2年度から児童数のカウントを行うこととしております。

続きまして、（2）の「対応別内訳」について説明をさせていただきます。

表の下側ですけれども、3年度の全市合計、児童数欄を御覧ください。3,917人中、多い順でいきますと、「在宅指導」が2,368人と全体の約60%強。663人が「調査指導により終結」で全体の17%。「虐待なし」が526人で全体の13%となっております。

「虐待なし」は、文字とおり、調査と安全確認を実施し、虐待がなかったケース。「調査指導により終結」は、調査と安全確認を実施し、疑いや軽度の虐待は認められましたが、子ども相談所の指導を受け入れて、調査上も問題なく継続して見守る必要がないと判断したケースになっております。実際、継続的に見守りが必要と判断したケースは、在宅指導の児童と、やむを得ずどうしても保護の必要なケースについては、117人と、通告全体の3%とごく限られた数ですが、一時保護となっており、表中の「その他」の内容についてなんですけれども、女性相談につないだケースであったり、母子で施設へ入所したケースなどとなっております。

続きまして（3）の「経路別内訳」をさせていただきます。

子ども相談所と子育て支援課と分けて記載をしております。まず、子ども相談所ですけれども、ほとんどの通告が警察からとなっております。これは、警察からの通告は原則子ども相談所となっていることが起因してございます。次に、子育て支援課ですけれども、保健福祉総合センター、児童福祉施設や学校といった、児童の所属する各関係機関からの通告が多いことが分かります。表中の「その他」ですけれども、匿名であったり、障害者基幹相談センターであったり、児童デイサービスなどが、この「その他」に当たるということになります。区の内訳につきましては、また御参照いただければと思います。

続きまして、裏面を御覧いただければと思います。

こちらは、子ども相談所と子育て支援課で、虐待があったとして見守っている子どもの実人数の統計ということになっております。まず、（1）虐待ケースとして見守られている対象児童数の推移になります。令和3年度に堺市全体で児童虐待ケースとして見守っている対象児童は、2,961人になってございます。これまで子ども相談所で終結できるケースについても、要対協に一度入れてございましたが、令和元年度から徐々に子ども相談所で通告を受けた者のうち、調査指導により終結できるものにつきましては、子ども相談所で終結できるようにすることとしたため、要対協の見守りに入らなくなり、件数が減少しているというところでございます。

次に、（2）番、「虐待種別内訳」を御覧いただければと思います。例年とおおむね同様の傾向となっております。合計としまして、「心理的虐待」が最も多い種別となります。子どものいる家庭でのDVが、児童への心理的虐待に当たるとしまして通告されるようになったことが大きな要因となっております。

続きまして、（3）番、「年齢別内訳」を御覧いただければと思います。こちらもおおむね同じ傾向でございまして、乳幼児期の見守り人数が特に多くなってございます。

続きまして、次に（４）番の「虐待者別内訳」を御覧いただければと思います。例年同様、実の母が１，８４３件で約６２％と最も多く、続きまして実の父、実父以外の父親の順というふうになっております。

最後にですけれども、３の「児童虐待相談対応件数」ですけれども、こちらは、子ども相談所、子育て支援課が受け付けた虐待相談に対して行った助言指導や継続指導等の対応件数となります。

２，２０９件というのが、それが、特に報道等で発表されている数字とリンクする形になりますけれども、参考でいいますと、全国の児童相談所で令和３年度児童虐待相談対応件数２０７，６５９件、これが報道提供されていますが、それとリンクするような数字というのが、堺市でいいますと、２，２０９件というような形となります。

以上が資料１の説明です。

続きまして、資料２の説明に移らせていただきたいと思います。

今回は、虐待防止の取組状況という形での、取組の説明をさせていただければと思います。

まず、（１）の「子育て支援に向けた取組」、①、②、③とございます。

まず、①から説明をさせていただきます。

①の中の「妊娠期から出産にかけての支援」としまして、特に支援を必要とする保護者を早期に発見するために、例えばですけれども、（１）－３番、妊娠届時や転入時の面接を全数実施してございます。

（１）－４ですけれども、望まない妊娠、予期せぬ妊娠をされた方の相談窓口として、妊娠ＳＯＳの周知も行っております。

次のページの（１）－５を御覧いただければと思います。「子育てアドバイザー派遣事業」では、乳幼児のいる家庭を訪問しまして、相談に応じているというところがございます。

②に移らせていただきます。「乳幼児期の支援」です。

こちらにおいても、（１）－６ですけれども、「乳児家庭全戸訪問事業」であったり、（１）－９「乳幼児健康診査」といった、出産された保護者へ関わりを持てる取組を行いまして、支援が必要な保護者を早期に発見しまして、虐待の未然予防につなげております。

そのほか、育児疲れを感じた方であったりとか、緊急的に、一時的に養育できない方のために（１）－７の「一時預かり事業」であったり、（１）－８の「子育て短期支援事業」。ショートステイ事業であったりトワイライト事業ということがございますが、そういった取組をしているというところではございます。

次のページの③に移らせていただきます。

「子育て中の親子が集う場の提供支援」としまして、「みんなの子育てひろば」を36か所で実施をしております。また、令和3年度より事業を開始した「さかっこひろば」で親子の交流や子育て相談できる場を提供しております。

次に、(2)番の「虐待防止への啓発」についてです。

例年実施しておりますオレンジリボンキャンペーンや、オレンジ&パープルリボンキャンペーンですが、今年度も虐待防止月間でございます11月を中心に実施しております。

児童相談所虐待対応ダイヤルの189について、さらなる周知を図っていきたいというふうに思っております。

次に(3)番、関係機関等からの通告体制を整備強化する取組といたしまして、引き続き、子ども家庭課の職員による堺市立学校園への訪問及び虐待対応に関する説明を行っております。

また、子どもたち自身が相談できるように、189などの相談先が記載されたカードを市内全市小学校1年生と4年生に配布しているというところです。

次のページの(4)番、「児童虐待対応の強化」といたしまして、児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で取り組むことにより、重大な児童虐待「ゼロ」の実現を目指しております。また(4)-4になりますが、令和3年4月から子ども相談所が受理した児童虐待通告の情報を、大阪府警さんと全件共有しております。

(5)ですけれども、「研修その他による人材育成」についてや、次のページの「その他」の取組につきましても、また後ほど御覧いただければというふうに思います。

これで資料1、2の説明を終わらせていただきます。

続きまして、区役所からの説明をさせていただければと思います。

○堺区子育て支援課長(吉田) それでは、区役所の要対協の会議について、堺区の子育て支援課の吉田からまず報告させていただきます。

この縦長の資料3というのを見ていただきたいと思うものであります。

今年度も、私どもの区では、新型コロナが急拡大、感染拡大してきている時期とちょうど合ってしまったので、対面で開催しようと思っておったんですが、今年も書面開催とさせていただきました。今年のテーマは、ヤングケアラーというところにちょっと焦点を当ててやりたいなと思っておりました。ちょうど、今日、私、出勤の準備しているところで、NHKのニュースで、府の高校の生徒たちを調査したところ、11%の割合でヤングケアラーの状態にある子どもたちがおるというニュー

スを受けました。

私たちが、コロナでお仕事が止まってしまったりする経済的困窮だとか、ほか、いろんな自粛があったり制限があって、子どもたちが家庭で閉じ籠もってしまうと。そんな中で、子どもの役割が、本来、子どもたちが担うべきでもないのにさせられる、してしまっている、という状況が起こっているのではないかと。そう思いまして、今年は、ヤングケアラーについて開催したいなと思いました。

この資料のほうを見ていただきたいんですけども、堺区のほうなんですけど、御意見としては、家庭内のことであり、見えにくく把握しづらい。支援者が積極的に関わりにくい、などの御意見や、当事者が、自分がやらなくてはならないと思っておるとか、自分にしかできない、家族愛、自尊心、話を大げさにしたくないと、そういう御意見が出ておりました。

私、この御意見をいただいて、さすがだなというふうに、関係機関、連携している機関の方々のセンスを大変いいなと思いました。というのは現場感覚で、私たちがまだまだそんなたくさんじゃないんですけども、ヤングケアラーについての相談を受けておまして、一番、大体が母子で、小学校高学年、または中学の一、二年生の女子という家族のペアが主なんですけども、洗濯、炊事、トイレ掃除、ありとあらゆる家事はさせられておますし、お弁当も、自分のはもちろんですけども、母親の分も作らされているというようなことでした。

でも話を聞くと、好きなんですよね、お母さんのことが。ぼろぼろ涙流しながら、やっぱり君はお母さんのこと好きなんやなという話をすると、だあっと泣き出して、この子どもたちは何を求めている、お母さんにありがとうというふうに一言言ってもらいたい。そういう感じなんです。

何を感心したのかというと、だから、非常に、虐待で要保護なんですけども、保護してどうしてどうしてとか、そういう問題ではなくて、やっぱりこの意見にもあるように、情報共有を密にした支援だとか、スムーズに対応できる体制づくり、また、話せる信頼できる大人の存在が必要と、この御意見にあるとおりでなというふうに思っております。

来年度は、ぜひ対面で開きまして、このヤングケアラーについて、生の小中学校の先生からのケース報告を受けながら、情報共有して、皆さんと共に対応していきたいなと思っております。

以上であります。

○中区子育て支援課長（辻尾） 失礼いたします。中区役所子育て支援課の辻尾と申します。

それでは、令和4年度の要保護児童対策地域協議会中区代表者会議の説明を簡単にさせていただきます。中区は、今年度はオンラインにより会議を実施いたしました。関係者の方の1人でも多くの方に参加していただけるように、オンラインでの参加が可能な方にはオンラインで参加していただきま

して、パソコン環境などでオンラインでの参加が困難な方には区役所にお越しいただいて、区役所の会議室を2部屋用意しまして、それらを全てオンラインでつなぐ、ハイブリッド型で、中区要保護児童対策地域協議会を実施いたしました。

中区では、これまでコロナ禍で2回、要対協を书面開催させていただきましたが、各機関の皆様から、虐待に関する様々なお意見やご質問を頂戴しておりました。中区は、特に7区の中でも児童虐待の通告件数が多いことなどもありまして、また昨年7月には区役所の前に中堺警察署が開署されたことから、今年度は书面開催ではなく、顔の見える関係でご挨拶をし、また中区の虐待の現状と分析について説明をさせていただき、意見交換をさせていただきました。

意見交換の中では、民生委員児童委員連合会、自治連合会の皆さんや主任児童委員会などの各関係機関の皆様から、やはり地域でできる見守りを今後もできる限りやっていくんだ、そのための協力をみんなにお願いしたいんだということや、こども園などの施設からは、コロナ禍で地域家庭への支援が縮小していたり、中止になっているけれども、見守りのための地域連携を強化していきたいんだというようにお声をいただきました。

総じて、それぞれの立ち位置からできることを迅速にやっていくために、関係機関の顔の見える関係、横のつながり、これが大事なんだということを認識できたかと思います。それが、事案の発生から時間を置かない見守りとケースワークにつながるんだということを改めて再確認できたのかなと考えております。

以上です。

○東区子育て支援課長（柘植） 東区の子育て支援課柘植と申します。東区の区代表者会議のほうの報告を、簡単ながらさせていただきます。

東区も、令和2年度、令和3年度に続きまして、感染拡大の部分がございましてので书面開催ということでもさせていただきました。いただいた意見、今回、決定したテーマとしては、やはりこのコロナの前後で、子どもの状況が何か変わったものをお気づきかどうかというのをお聞きしたかったので、そのまともめにあるとおり、課題設定をさせていただきました。

やはり私たちも感じていることかと思いますが、やはりコロナの前後で、子どもの状況が大きく変わっている、また、人とのつながりが希薄になっているんじゃないかというような意見をいただいております。それが、総じて小さい子どもさんに関しては、育ちに影響が出るのではないかという危惧をお持ちの保育園の方や学校の先生方の御意見も頂戴いたしました。

ただ、一つ、あっと思ったのが、逆にマスクをつけることで子どもが安心感を得ているんじゃない

かという御意見もいただきまして、本当にこのコロナの新しい生活が、子どもに対してどう変わっていくかというのは、これからも出てくることかなというのを感じております。

また、統計の中から特に東区の件数が大きく増加していることも、複数の委員の方から御指摘いただきまして、改めて、見守りをされている機関の方からは、その見守りの重要性、それを機関で共有して、虐待に対して関わっていきたいというような御意見も頂戴しております。

以上です。

○西区子育て支援課長（竹田） 西区子育て支援課竹田と申します。よろしくお願ひいたします。西区の代表者会議について状況報告させていただきます。

西区のほうでは、議題としましては2点設定させていただきました。1つは「統計報告」。こちらは令和4年度の堺市の児童虐待防止への取組状況と、令和3年度の堺市全体、それから西区の児童虐待に関する状況を理解していただくという目的です。

2つ目としましては、「障害児支援・障害福祉サービスについて」ということで、こちらは、堺市全体として障害児支援・障害福祉サービスを利用する児童が増加傾向にありますけれども、虐待で見守り中の家庭の中には、やはり児童が、障害をお持ちの場合、手帳ですね、身体障害者手帳とか療育手帳、それから発達障害など、手帳を持っておられなくても、やはりそういった障害をお持ちの場合に、児童への関わりとか対応が困難なことが多々見られます。

また、保護者様のほうが障害をお持ちということがあったりとか、やはり支援が必要な場合がよく見られておりますので、こういった場合、虐待の防止とか、それから改善につなげるためのサービスを提供するというのを目的にこちらにも動いたりとか、ということで結果いい状況に持っていけたりとかいうのも経験上ございましたので、適切な制度やサービスの利用ができるように、障害児支援、それから障害福祉サービスの内容、対象者、利用までの流れを委員の方に理解していただくことで、今後の適切な支援に活用していただきたいと考えました。

これについては、堺市のほうで、障害をお持ちの子どもたちのための「あいのと」、こちらのほうの資料が、いいものが作成されておりますので、こちらを皆様に提供させていただいて、お読みいただいで御意見を頂戴したという形です。

皆様からいただいた御意見につきましては、まず統計については、西区の児童虐待通告件数は例年より減っているけども、水面下では解決できないこともあるんじゃないか、特に西区では性的虐待が新規で8件あったことに驚くと同時に、実際はもっと多いのではないかという御意見も頂戴しています。

あと、在宅の件数が多いけど、どんな指導をしているのかとか、虐待なしとした家庭への関わりについて知りたいなど、やはりもっと深いところの内容を知りたいというような御意見がありました。この辺りは、西区のほうも書面開催させていただきましたので、なかなかこういう質疑応答という機会が持てませんでしたので、皆様の疑問に十分にお答えすることができませんでした。やっぱり来年は、対面であるとか、オンラインなど、設備が許せばそういった形での対応をさせていただきたいなと考えております。

あと、障害児の支援とか障害福祉サービスについては、やはり委員の方々の所属する法人で、今回の「あいのと」を初めとした資料などを、所属の方々に周知して、情報共有して、いろんな場面で活用していきたいというお話を頂戴しました。障害の有無にかかわらず、保護者に対して適切な支援ができるように、行政だけじゃなくて、様々な関係機関が協力して支援できる体制が必要であるという御意見も頂戴しました。

私どものほうでも、やはりこの「あいのと」、いろんな相談機関であるとか手続について非常に詳しく分かりやすく載っておりますので、そういったものを今回皆さんに見ていただくことで、いろんな支援等、御利用していただくように活用していきたいという御意見もたくさん頂戴しましたので、今後は、委員の方々を通して多くの市民とか関係機関に広まって理解することで、一人でも多くの児童にとって適切な支援につながることを期待したいと思っておりますし、連携の大切さというのを改めて感じていただけたかなというふうに思っております。

ありがとうございます。

○南区子育て支援課長（音田） 南区役所子育て支援課の音田でございます。よろしく申し上げます。令和4年度要保護児童対策地域協議会区代表者会議の報告をさせていただきます。南区では10月4日、対面にて実施いたしました。メインテーマは、1番、「南区子どもウェルビーイングシステムについて」と、2番「各機関における児童虐待防止の取り組みについての情報交換等」をいたしました。2年ぶりの対面での開催となりました。大変貴重な御意見をいただいたその一部ですが報告をさせていただきます。

1番、南区ウェルビーイングシステムですが、これは、南区が独自で、子どもの一連の成長過程において切れ目のない包括的な支援に取り組むために、南区子どもウェルビーイングシステムというシステムを構築し、養育者、子ども、学校、地域支援者への、子どもの権利擁護及び児童虐待の未然予防に対する各種の施策及び事業を展開しております。その南区における事業についての説明をいたしました。その中で、やはり視点が異なる機関が介入すること、当該家庭に対して各機関が力を発揮で

きるような経験があったこと。事業に対して本当に非常に力強い期待をいただき本当にありがたい言葉をいただきました。

2番目についてですが、やはりこのコロナ禍から2年程度開催できなかった経過を踏まえまして、皆様、やっぱり情報共有、連携の重要性を訴えられておりました。特にやっぱり複数の機関が支援展開するためには、きっちりとした情報共有、迅速な対応というのが重要だということが、やはり経験の中で得られたということは、本当に力強く感じられたのかなと思っております。

会議でほかに出たこととして、やはりこれはうちの区の特徴かもしれませんが、出席委員から、子どもの権利について御発言がありました。やはり複数の委員から、子どもの人権に対しての発言があり、子どもを中心にした家庭に対する支援というのがどういうことかということも踏まえて、本当に議論を深められたと思います。

今回対面で開催した中で、児童虐待の未然防止、早期発見については、やはり情報共有、地区内の関係機関との連携強化ということは本当に重要だということが認識でき、非常に意義深い会議であったと思われまます。

以上でございます。

○北区子育て支援課長（村田） 北区子育て支援課の村田でございます。

要保護児童対策地域協議会北区代表者会議の報告をさせていただきます。北区は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区代表者会議は書面開催とさせていただきました。

主な議題としまして、「貧困家庭への支援について」の御意見をいただきました。この議題を設定した理由なんですけれども、児童虐待の背景には家庭の貧困問題があるとも言われておりました、貧困家庭にある子どもが支援対象者となる場合が多くなっております。児童虐待防止の観点から貧困対策を講じる必要があると考えまして、今回このテーマを設定させていただきました。

貧困家庭の支援で困難に直面した経験の有無や、具体的な成功事例、課題が残った事例についてアンケートを実施し、スクールソーシャルワーカー、生活援護課、子育て支援課と連携して対応した事例や、社会福祉協議会の貸付けにつないだ事例などの回答をいただきました。

その他の意見としまして、地域の民生委員、児童委員、ボランティアグループの協力が必要であるのではないか。当事者自身の意識が薄いため、気づきと改善のためにも多機関連携し地域で見守る仕組みが必要ではないか。貧困家庭の人ほど、どこに相談すればよいかの情報や、学ぶ機会が必要ではないか。地域資源をどう活用するのが重要ではないかなどの意見をいただきました。

今回は、書面開催でしたので、アンケート送付時に、「生活困窮時の相談先一例」、こういうもの

なんですけども、これを作りまして郵送のときに同封いたしました。

また、各機関から寄せられた事例や意見の集約結果をまとめまして、各関係機関に配布し、今後の支援に役立てていただくように情報提供を行いました。

以上でございます。

○美原区子育て支援課長（宮崎） 美原区の子育て支援課、宮崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

美原区の区代表者会議の報告をさせていただこうと思います。美原区では、主任児童委員さんからヤングケアラーの取組についての話を聞きたいというようなお声もいただいていたこともありまして、「ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントについて」という題名で、書面開催とさせていただきました。

ヤングケアラーの問題につきましては、早期発見のために各関係機関とのつながりが必要であるとともに、発見後の課題解決にも幅広い分野の社会資源の方々との連携が必要なものであるというふうに各機関での認識を共有できる機会になるのかなと思いました。

内容は、児童虐待の状況の報告と、それからヤングケアラーのアセスメントシートを含めた資料を提示させていただいてまして、各機関でどのようなことができるのかということを考えてもらい共有していくという形を取らせていただきました。

その中で、子ども、親、支援者に、子どもの権利（権利条約）の周知はどのようにできるのでしょうかという御意見があったり、今年度の課題、ヤングケアラーについてなんですけども、要対協や区代表者会議こそ、各機関の連携のつながりを強化する場になると感じていますというご意見やコロナ対策の中でも、顔の見える関係こそ、地域の誰一人取り残さないネットワークづくりに必要だというような御意見をいただいたというところでございます。

やはり皆様方、連携という部分の中で、顔の見えることが大事だということはずごく言っていると思いますので、来年度の区代表者会議につきましては、対面の方向での開催をちょっと検討していかないかなかなと思っております。

以上でございます。

○森会長 ありがとうございます。

議題の1から3につきまして、事務局及び各区子育て支援課のほうから説明、報告をいただきました。本件について何か御意見や御質問等ございませんでしょうか。

○仲村委員 よろしいですか。

○森会長　　どうぞお願いします。

○仲村委員　　子ども会の仲村と申します。よろしくお願いいたします。

僕、全くもうごくごく最近に知った言葉で、ヤングケアラーという言葉。で、今日そういうテーマでお話が聞けたらなと思ってきておりました。

御報告の中であつたように、発見が非常に難しいということは、まず第一の問題なのかなというふうに感じさせていただいてます。今のところ、どうなのでしょう。堺市あるいは堺区辺りで把握されている実数、件数みたいなことがあれば教えていただきたいのと、実際に支援をされたケース、あるいは問題が解決したようなケースが実際にあればちょっとお話しいただけますでしょうか。

○森会長　　ありがとうございます。

ただいまの質問について、事務局お答えお願いいたします。

○事務局（子ども家庭課 中原課長）　　事務局より失礼いたします。

現在、堺市におきまして、独自のヤングケアラーに関する実態調査は、実のところまだ実施していないという状況になっております。

国が、令和2年度に実態調査を実施したんですけれども、その数字でいきますと、中学2年生では、生徒の5.7%。全日制の高校生では4.1%ということで、大体クラスに約2人ぐらいヤングケアラーの状態の生徒さんがいらっしゃるという状況になっています。

例えば、この国の調査で出てきた推計値、この数値を堺の生徒数で推計した場合になるんですけれども、中学生でいきますと約1,320人。高校生では約970人。先ほど申し上げた国の数字でいくと、大体これぐらいいらっしゃるんじゃないかなというところになっています。

あと、私が今ちょっと手元に持っている数字でいきますと、令和2年度の堺市の要対協に登録されているお子さんのうち、関係機関においてヤングケアラーとして認識している子どもは67人という形になっておりました。

実際の支援とか現場のところになりましたら、区のほうで何かありましたらお願いします。

○堺区子育て支援課長（吉田）　　今、統計の数字、発表がありました。現場感覚で言いますと、なかなか先生自体が、この子がヤングケアラーやということに気づくのが難しい状態があると思います。

外から見ていると、普通にクラブ活動していて元気にしているんですけども、僕たちが把握する経路で言うと、子どもたちの間でお弁当を一緒に食べるじゃないですか。そのときに、このお弁当、誰が作っているのというような話になるんでしょうね。いや、これ、私が全部自分で作っているのとい

う話になってきて、実はお母さんのも私が作っているのよという話になって、子どもたちが、それはおかしいん違うかという形で、担任の先生だったりクラブの顧問の先生に、私から言うたるわみたいな感じで、それにつながるといようなことが何件かございました。

最初先生方も、トイレ掃除やら風呂掃除やら御飯、洗濯、全部させられているということ、これはすごいネグレクトやなということで、びっくりしはって相談につながってくるんですけども、先ほども申し上げた、話を聞いていると、何か、別に私は掃除や洗濯やお弁当を作るのは嫌じゃないんですということをぼろっとう出てくるんです。ほんで、よう話聞いていっていると、実はお母さんの、母子で、小学校高学年から中学生ぐらい、大体こんな子のケースなんです。僕が経験した中ではね。お母さんが一生懸命頑張ってくれているから、私も一緒になって手伝うのは、これは当たり前だと思っているみたいな形もぼろぼろと出てくるんですよ。

さらに聞いていくと、お母さんのことが好きなんですという話になってきて、ただ、このお母さん自身も悪気がある、ないは別にして、全然子どものその辺を見られていないんですよ。本当やったら、「ありがとうね」、「いつも助かるわ」とか、その一言がほんまは欲しいですけど、何か当たり前のように親は、この子どもの貢献、そこにすごくつらさを感じている。

だから、どう入っていくか、いわゆる児童虐待で保護してどうのこうのという、そういうことじゃなくて、誰がどんなふうに、まず子どもの気持ちを引き出して、それをどう親に伝えていくかというのが大変難しい課題だなと。そういう意味で、この要対協で、地域で、いわゆる委員さん方のような、私ら行政とか相談機関じゃなくて、身近な人々、例えばクラブの顧問であったり地域のいろんな活動をしている、そんな方々のほうがお話を共有した上で、一遍ほんなら私が言うてみる、俺が一遍やろうかなという、何かそんなんが似つかわしいような課題なのかなというふうに感じております。

以上です。

○仲村委員 小中学校の校長先生あたり、何か実感として感じてらっしゃることってないですか。

○森会長 どうでしょうか。

○川口委員 じゃ、小学校の様子を少しお伝えします。

○森会長 校長会の、お願いいたします。

○川口委員 川口のほうから報告します。小学校の現状ですけれども、今、コロナ禍の中で体調崩すと、学校に行かすことができない、風邪症状ならば児童は登校させないようにという状況です。その時には、おうちの方は仕事を休んで一緒に児童の様子を見ながら家に待機という状況はよくありましたけれども、休み中に、何かをやらされているとかで学校に来ないという情報は入ってきておりま

せん。

コロナ禍でもう3年経ちました。自宅待機の期間も短くなりましたので、そういった現象もほとんどなくなりました。今では登校できるようになったら親が励まして、小学校へ送り出してくれます。本校では、そういう児童がほとんどです。

何か困り感を持っていて、相談事がありそうな児童に関しては、担任の方から常に声かけて子どもや保護者とのつながりを持ち、連絡を密にするようにしてきました。なかなか家庭の中まで深堀りはできませんが、担任は子どもたちとのつながりを大事にしながら、子どもの生活状況とかそういったところも気を配って様子を見ているが、今のところは大きな問題は発生していないように感じています。

○森会長　ありがとうございます。

では、中学校のほうはどうでしょうか。桜田委員お願いします。

○桜田委員　中学校です。

何度も出てきているように、ヤングケアラーの実態把握というのは、学校でも非常に難しいというふうに感じています。

生活アンケートの中で、家の手伝いをよくするというで丸をつける子はたくさんいます。ただ、家の手伝いをよくするイコールそれがヤングケアラーなのかという判断は難しいです。

それと、先ほどお弁当は誰が作っているのかという会話すら、今、昼食時間にできていないような状況で、今の3年生は黙食で、全員前を向いて昼食を、お弁当を食べるということ、もう3年目を迎えています。だから静かに食べています。多少の会話はありますけども、全員前向いているので、お弁当についての会話はほとんどないというふうに感じています。

それから、先ほども話ありましたように、実態把握の難しさと、これは、私は、何か研修で印象に残っているのが、自分がヤングケアラーだとは思っていない。状況把握しても、間違いなくそうなのに、自分がヤングケアラーだとは決して思っていなかったと。他者から言われてやっと気がついたというようなこともあるように聞いていますので、学校としてはなかなか特定とか把握は非常に難しいなというふうに感じているのが中学校の現場です。

以上です。

○森会長　ありがとうございました。

仲村委員さん。

○仲村委員　もうちょっとだけ発言させていただいていいですか。

○森会長　　お願いします。

○仲村委員　　この問題の、僕、一番大きな問題やなと感じたのは、これ美談なんですよ、ぱっと見ると。おじいちゃん、おばあちゃんの世話をしているとか、妹や弟たちの世話をしているというの、これ、昔でいうたら美談だし、個人的には、子どもが小さい子どもの世話をしているなんていうのは、何か日本の原風景みたいな、いい光景みたいなイメージがあったんで、ひょっとしたらこのところが一番の問題なのかなというふうに感じています。

実は、僕の校区、すごく安定した校区で、落ち着いている校区なんですけども、あるときに、高齢者率が高いけれども独居率が低いという事実を知ったときに、これが安定している原因かなと勝手に思ったんです。おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らしているということは、住環境もしっかりしているし経済的にも恵まれていると。こういうおじいちゃん、おばあちゃんと暮らすから子どもたちは安定するのかなと勝手に思っていたんですけども、実は、こういうケースこそヤングケアラーを生み出すひょっとしたら土壌になっているん違うかなということも感じています。

また、個人的には校区でそういうケースがないかというところを、ちょっとみんなと話をしてみたいなど、そんなふうに思っています。

○森会長　　ありがとうございました。

門屋委員お願いします。マイクお願いします。門屋委員。

○門屋委員　　堺市里親会の門屋です。よろしくをお願いします。

ヤングケアラーの問題で思ったんですけど、例えば虐待者の内訳別のところで、実母がいつも高いんですよ。なので、シングルである御家庭がやっぱりヤングケアラーの発生の土壌にあるのかなと思ったりもしますし、やっぱり何となく母親が世話をするというところの固定観念が物すごく日本には土着していて、なかなかそのところが父親の参加というか、父親が母親をサポートするというところがすごく薄くて、母親がすごく追い詰められているのかなと思います。

先ほどおっしゃっていた、子どもに対して、ありがとう、助かるわという言葉があれば、まだそれは救われるという辺りのところも、やっぱり経験したことじゃないと、子どもに対して養育の場面でそれやっぱり出てこないというところがあるので、そういったお父さん、お母さんを、大きな子どもじゃないんですけど、満たしてあげるといって作業が必要になってくるのかなと思います。

その人たちにまずちょっとありがとうとか、助かっているよというところを満たしてあげないと、子どもに多分アウトプットできていけないというところがあると思うので、そういうところに関係される学校の先生ですとか、地域の皆さんですとか、悪いイメージではなくて、そこをちょっと底上げ

していただけるような形に持って行って、優しい社会になっていけたらいいなと思います。

○森会長　ありがとうございます。御意見という形で賜ってよろしいですか。

○門屋委員　はい。

○森会長　ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問等ございませんでしょうか。

お願いします。

○津崎委員　児童虐待防止協会の津崎といいます。よろしく申し上げます。

今日は、堺市の福祉関係の幹部の方が全部そろっておられますので、要望として2点お願いをしたいと思っています。

1つは、御存じだと思いますけど、今年、国のほうで大幅な児童福祉法等の改正が成立しました。その内容を見ますと、いわゆる市区町村がこども家庭センターをつくりなさい。普通、こども家庭センターは、児童相談所の名前で使っておられたところが多いんですけど、要は市区町村バージョンの児童相談所をつくりなさいという方向です。

厚労省からすると、単に市区町村の職員だけで、ネットワークつくったって限界がある。ここに、いわゆる民間の事業を入れなさいというのが本当の狙いです。

私も各要対協にアドバイザーで出席しています。ほとんどが大体月1回ぐらい、実務者会議やっていますけど、公立の機関を中心、民間はあまり入っていないですね。ところが、ここに民間を入れなさい。要は、言葉悪いんですけども、何もしない見守りから、今度はサービスを提供する見守り、そういう形に変質させなさいということです。

ということは、公の機関がじかにサービスなかなかできませんので、サービスを提供できる民間を創設しなさい、あるいは育成しなさいということですね。

ということは、例えば居場所づくり、家事支援、親子関係調整とか、そういう民間の事業を市区町村の職員がつくりなさい。いや、うちのところはないからできませんというのは違いますよと。そこをつくって、公民一体となって家族を具体的に支えるシステムをつくりなさい。これが一つの大きな目玉ですね。

2年後施行になっています。令和6年。ということは、今まで市区町村の職員、そういう業務やったことがない。いわゆる福祉の大きな枠組みでは、方法論としては、ケースワーク、それからグループワーク、もう一つがコミュニティオーガニゼーション、地域づくりです。この3つがあるんですけど、今回はその地域づくりですね。民間を育てて地域をつくって、具体的にはそこがサービスを提供

する。それと公の機関が一体となって家族を支える仕組みをつくる。こういう構想なんですね。

これまで民間育てるような、そういう仕事をしてきたかという、公の機関はしていないんですね。そうすると、新たな業務で、これは2年後にできるかとなると、相当準備をしながら民間とタイアップして、具体的にサービスを提供できる、そういう民間を育てて、それと一体となって、例えば実務者会議をするとか、そういう形に持っていかなければならないということになりますので、相当そこは覚悟を決めて、特に区の方、7区の方がですね。そういう体制づくり、地域づくりを目指していかないと、2年後、自動的にできますかいえばうたらできませんので、そういう法改正の意図を踏まえて、民間とのタイアップを具体的にどうつくるのかということ、今からスタートさせてやっていかないと、多分間に合わないということになりますので、その辺の意識をしっかりと持っていただきたい。これが第1点です。

もう一つは、重大な虐待をゼロにするという、そういう目標をさっき説明されたと思います。実は、重大な虐待がステップファミリーで起こっています。ステップファミリーというのは、連れ子を伴って再婚する家庭です。そこでたくさん実は起こっています。

なぜステップファミリーで重大な虐待が起こるかという、赤ちゃんから一定の年齢までの子育ての土台の部分がなくいきなり親になるからです。そうすると、子どもは、大体その親に懐きません。むしろ、自分のお母さん取られたとかの想いが出て問題行動が出ます。

実は里親でも同じような問題出るんですけど、国は、里親を広げていきたいということで、今研修にあるいはサポートに力入れています。

実は同じような問題がステップファミリーで起きるんですけど、誰も研修受けていません。

ということで、子どもがわがままだと、自分が親になるんだからしつけで矯正しないといけないと考える。里親でも最初に問題行動が起きるんです。そのときに、罰のしつけをしたらみんなうまくいかない。そういう同じようなことがステップファミリーで起こるのに、その知識が、単に当事者だけじゃなくて支援者にも行き渡っていない。

そういうことで、重大な虐待がステップファミリーで起こると。最近では摂津市で、3歳の子が熱湯をかけられて死ぬとか、ああいう事件が起こりましたし、岡山のほうでは5歳ぐらいの子でしたね、簀巻きにされて、継父というか、付き合いのある男性にそういう状態に置かれて死んでしまったとかですね。そういうことがいろいろ起こっている。

要は私どもの協会が、ステップファミリーに対する啓発活動をしないのは、行政として、間違っていると。実は統計見ると4組に1組が今再婚なんです。それは正式に婚姻して再婚した人が4組に1

組。そこへ、単なる同棲であるとか、付き合いの男性が入り込むとか、そういうものを入れるともっと多い。そこで同じような重大な問題が起こる。それに対する啓発活動をしていないということで、私どもも行政に働きかけて。近辺では大阪市、京都府、それから枚方市、それから東大阪市、富田林市が今つくっているところです。

今後 そういう取組を強化し、せめて関係者がそういう意識を持ってケースを見られると、そういう体制をつくる必要があるのではないかと考えています。

残念ながら堺市はまだつくっておられないので、そういう取組をぜひ進めていただきたいと思います。これが2つ目の要望でございます。

以上でございます。

○森会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見、御要望ということで賜らせていただきたいと思います。

そのほか、委員さんのほうから御質問、御意見等ございませんでしょうか。

お願いいたします。

○久保委員 先ほど各区の代表者会議の報告を受けました。本当に様々な特色のある取組や、様々な角度からの連携がなされているなということ、とても御説明でよく分かりました。

これは御担当者の各区の子育て支援課というところが、DV相談やDV虐待の事案、DVの事案などを日々一緒に取り組まれているという中から見えてくる様々な課題解決のために、本当に必然的に出てくる問題に取り組まれているんだなということがよく見えて、感謝をさせていただくところです。

一方、先ほど御説明の中に、面前DVを虐待としてカウントしているところから、心理的虐待の件数も増えているということをお伺いいたしましたが、ぜひ私の希望といたしましては、この会議の中にも子育て支援という観点からも、ぜひDV相談の担当であるとか、それから配暴センターの担当であるとか、そういう方の御出席をお願いしまして、もっと総括で総合的に子どものことを考えていく場にしていただきたいと思いますというふうに思っております。

これは要望ですので、よろしくお願いいたします。

○森会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○嶋原委員 ありがとうございます。

先日、主任児童委員会がありまして、各区の要対協の会議を終えて、皆で話し合ったんですけども、要対協の代表者会議に行くんだったら一つ皆さんにお願いしてきてほしいと言われましたので。

2個あるんですけれども、1つ目が最近新設されたいじめ不登校対策支援室です。早速、行かせていただきました。そして、とても熱心にいろいろやっていただいたんですけれども、2人しかいらっしゃらないそうなんです。それで、もし7区の委員とか、7区から押し寄せたらこれはどうなるんだろうということで、もう少し充実させて、それから皆さんに周知させて、発展させてもらえるようお願いしてきてほしいということでした。とても役に立ったので、ありがたかったと申しあげました。

それから、先ほど西区からお話がありました「あいのと」なんですが、そのときに西区の委員さんから見せていただきまして、とてもいいなと思ひまして、私たちも欲しいなと思ひておりますし、学校の中でももっと簡単に皆さんに行き渡るようにしていただけたらありがたいなと思ひております。

以上です。

○森会長　　ありがとうございます。

いじめ不登校対策支援室の体制につきましては御要望という形で賜らせていただきます。

また、今月号、11月号の広報にも御案内の記事が載っていたかなと思ひんですけれども、そういった形で、対策支援室の存在というのを皆さんに知っていただくように、我々としても努めていきたいというふうに思ひております。ありがとうございます。

それでは、時間もかなり押しておりますので、先に進ませていただきます。

それでは、次第の4番に進ませていただきます。今年度は新型コロナウイルス感染症と子育て支援課における虐待対応件数の比較、これをテーマに取り上げております。

それでは、事務局のほうからこの件について説明をお願いいたします。

○事務局（松本）　事務局松本より説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料4を御覧ください。こちらの上のほうのグラフにつきましては、コロナと虐待対応件数の相関関係を示したものです。下のグラフにつきましては、コロナ以前の令和元年度も含めた虐待対応件数の比較となっております。

まず、上のグラフについてですが、点線はコロナの陽性者数、実線は虐待対応件数となっております。一斉休校時及び当初の緊急事態宣言時は一気に虐待対応件数が減り、また、その後、緊急事態宣言が明けた後は顕著に増えているのが分かります。

また、2回目以降の緊急事態宣言につきましては、1回目ほど顕著ではありませんが、同様の傾向が見られます。こちらは、完全な休校や休園とはなっていないですが、登園自粛要請があったためだと思ひれます。

一方、下のグラフになりますが、令和元年と2年、3年を比較しておりますが、通常時、コロナ以前の虐待対応件数としては、一定減るのは長期休みで、増えるのは長期休みが終わった後という感じですし、また、ほかの要因でいいますと、全国的に重大な虐待事案があった場合に増える傾向があります。

コロナが始まった当初、学校園に来ることができない状況で、要保護児童の安全をどう担保していくのか、確認していくのかということが課題としてありました。

その一つの対応策としまして、次のページの参考資料になりますが、当初の一斉休校や緊急事態宣言のときに、国として、子どもの見守り強化アクションプランというのが発出されております。それに伴って、堺市としてもそれに沿って対応いたしました。

アクションプランの概要につきましては、要保護児童の安全確認を確実に、漏れることなく行えるようにというものになっております。

資料4のほうに戻らせていただきますが、この2つのグラフから、やはり所属先において要保護児童を発見し、見守っていただき、心配な状況になったら通告していただくということが虐待対応の一步につながっているということが改めて顕著になったと考えられます。

以上です。

○森会長 事務局のほうから、コロナ禍における虐待対応件数の推移、また全国的に実施した対応についての説明がありましたけども、関係機関の皆様が実際にコロナ禍におきまして、要対協の子どもに対する対応について、何か変化があったことや苦勞されたこと、また工夫されたこと、あるいは学校園に行くことができないときの課題への対応など共有できればと思いますが、それぞれのお団体のお立場から何か御意見等ございませんでしょうか。

なかなか手のほうが上がりにくいと思いますので、申し訳ないですけども、こちらのほうから、若干質問を振らせていただきたいと思いますので、御意見等ありましたら、お答えいただきたいと思います。

まず、休校とか緊急事態宣言のときに要保護児童についてどのように対応されたか、リモート授業によって対面で行えない場合の見守りについてなどはどのようにされたのか、小学校長会としてどのような対応ができたか、あるいは御意見等ありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

川口委員、お願いできますでしょうか。

○川口委員 小学校では、最初の緊急事態宣言は長期の休みとなりました。その後、子どもたちは分散登校という形で登校しました。基本、学校が始まりました。その頃は、児童一人ひとりがタブレ

ットを持つというような対応をまだできていなかった頃ですので、分散登校してくる子どもとの対話などで様子を聞きながら、学校で児童の観察していました。それから、医療従事者など仕事で子どもの面倒が見られない保護者に対しては、学校で子どもを預かることもあり、保護者や子どもと先生がつながりながら学校教育を進めてきました。

その後は、授業の授業時数を確保する意味もあり、学びを止めずに継続して授業を進めてきました。ちょうど令和2年の第1回目の夏休みは、長期休みとせず、時間短縮の授業で行ってまいりました。

そして2年の終わりからタブレットは、児童1台ずつ配置され、そこからできる限りそれを使って子どもたちと学校がつながるツールとしての利用をめざしました。急にタブレットの設置が決まったことで、急いで教員で研修を重ね、活用の幅を広げました。その結果、ちょうど令和3年度初め頃から、子どもたち（在宅している児童）と学校（担任）とでオンラインでつながることができるようになりました。ネット環境のこともあり、頻繁にはできないけれども、学校から何度か連絡は取るようになりました。現在、コロナ禍3年目を迎えて、学校では可能な範囲でタブレットを使った学習やオンラインで子どもたちとつながりながら学習をすすめる活動など、1回、2回ぐらい活用している。それからコロナ禍の中で自宅待機をせざるを得ない児童に対して、タブレット持ち帰りをすすめ、今現在学校の先生とオンラインでもつながれる形をつくっている。子どもたちの家での姿や様子から不安や心配などのケアを少しずつ行えるようになってきました。まだまだICTを活用し、その活用の幅を広げ発展させなくてはいけないという思いと信念を持って、タブレットを使った学習が子どもたちとつながるツールとなるよう取り組んでいるところです。

以上です。

○森会長　　ありがとうございました。

同様に、日頃子どもたちへの関わりを持ってくださっておられるこども園のお立場ですね。また、コロナの感染拡大の時期においてもなかなか施設を閉めることができない状況の中で、様々な御苦労があったかと思うんですが、さかい民間教育保育施設連盟のお立場で志摩委員のほうから何か御意見いただけませんかでしょうか。

○志摩委員　　さかい民間教育保育連盟の志摩と申します。どうぞよろしく申し上げます。

こども園としましては、緊急事態宣言が出ましても一斉休園というのはちょっとなかなかできなかって、やむを得ない方には利用していただきました。

そういう中におきまして、長期に休んでおられる要保護児童に対しては、電話等を用いて御家庭の様子を聞いたりするようにしておりました。

また、そういう中でなかなかいろいろ困難なこともありましたけど、ふだんしない仕事がたくさん増えたようなのが事実で、消毒とかそういうのにかなり時間を取られたのが現状です。

今は大分落ち着いてまいりましたけども、まだ油断もできないなと思っている今日この頃でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○森会長　ありがとうございました。

本当にこども園の先生方におかれましては、なかなか御自身の健康状態、それから子どもたちの健康状態を見ながら消毒等の作業も新たに加わったということで、本当に御苦労をおかけしました。ありがとうございました。

それでは、違った立場で、地域の子育て支援におきまして、コロナ禍の状況の中で、イベントなど自粛を余儀なくされる状況があったと思います。そういった状況の中で感じられた状況の変化とか、子どもたちの状況の変化、あるいは工夫された対応などがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

子ども家庭支援センター清心寮リーフの櫻井委員いかがでしょうか。

○櫻井委員　当センターで実施しています子育て支援のプログラムなども、かなり中止とか人数制限続きまして、今まで支援していた家庭になかなか支援が届かないという状況でした。

そういった状況の中で、子どもとか家庭の問題について個別の相談が増えました。年度をまたいで継続して支援をするという事例も増えました。当センターの相談員と心理士が連携しながら、よりよい支援を目指しているところです。

それと、各区の家庭児童相談室から、子どもの宅食について依頼される場合があります。要支援の必要なご家庭に弁当であるとか、そのほかの物品等を当センターの相談員が家庭児童相談室の職員さんと同行して持参・訪問するというのもやっております。

引き続き行政とも連携しながら、地域で支援を必要とするご家庭への支援の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○森会長　ありがとうございます。

今、お三方の委員の皆様にお聞きしました。

突然の指名にもかかわらず、御丁寧に説明をいただきましてありがとうございました。様々な取組や御意見のほうを頂戴いたしたところでございます。

そのほか、何かありましたら。お願いいたします。

○大島委員 堺市医師会小児科医会の大島です。

今ちょっとコロナの話題が出ましたので。もう皆さん御存じだと思いますけども、今年の8月に全ての子ども、5歳から12歳までの子どものワクチン接種を、有効であるから推奨するというふうに日本小児科学会が変更しました。

さらに11月2日、ごくごく最近ですけども、生後6か月から4歳まで、5歳未満の、より小さな子どもに関してもワクチン接種を推奨するということになりました。

推奨するというのは、ワクチンのそもそもの考え方の根本ですけども、メリットがデメリットを明らかに上回るというふうに科学的に判断されるという、そういう見解です、が出されました。

実はこの子ども世代とその親の世代が今感染の中心です。大体、新規感染者の3分の2がその世代です。要するに子どもの学校とか園とか保育園とか、そういうところで子どもの間で感染が広がって、親の世代に家庭内感染をします。家庭内感染からさらに高齢者、例えばその人が上の世代との接触があったりすると広がるという、それが今まさに始まろうとしているという、そういう今タイミングです。

ですから、その一方で親の世代というのは、ワクチン忌避というのが非常に強いんですよね。それは皆さん感じておられると思いますけども。もちろんこれは努力義務であって義務ではありませんから、同調圧力を加えて、集団免疫のために子どもに打てというのは、これは本筋から離れています。あくまでも個人防疫ということが主ですけども、ただ一方で、やはり正しい情報を伝えないと子どもの感染を守ることはできない。

大阪は、残念ながら子どもの接種率は日本最低です。振り向けば大阪というような感じで、非常に低いので、少なくとも、この近くのある市では、市長さんが、子どもには危ないからワクチン打たんほうがええみたいな、そういうことを市のホームページで言っているような市もあつたりもしますけども。少なくとも正しい情報を伝える。特に子どもの場合は、親の不安というのが強いですから、かかりつけの小児科医にちゃんと相談して、行政とかこういうここに集まっている団体の皆さん方が、子どものワクチン危ないん違うとか、考えたらというような、少なくとも足は引っ張らんといはほしいなど、そういうふうに思っています。

○森会長 ありがとうございます。

子どもへのワクチン接種につきましては、市としてもホームページのほうできちっと御案内をさせていただいておりますので、また機会を通じまして周知のほうを図っていきたいというふうに思っ

おります。

ほか、どうでしょうか。丸山委員お願いします。

○丸山委員　今回初めてこの代表者会議に参加させていただいております、母子生活支援施設ハピネス・パークの丸山でございます。

私たちの施設は、本体が30世帯で、サテライトが9世帯、0歳から18歳までのお子さんが入所されています。母子で生活される場所で、全国から入所をされておりまして、大体9割の方がDVで避難されています。

直接、実父さんから、精神的、身体的、性的虐待を受けた子どもさんというのも多くいらっしゃいますけれども、要対協ケースではないというお子さんだとか、外国国籍のお母さんとお子さんもたくさん入所されています。

先ほどお話があったヤングケアラーの問題、不登校のお子さんも今は多くて、あとは母子関係がうまくいっていないケース、お母さん自身の生育歴が複雑で自分も虐待を受けてきたので、我が子にどんなふうに接していいかわからないと言った課題を抱えた母子が生活している場所でもあります。

「母子を分離しない」堺では唯一の施設でありますので、またここで勉強させていただいたことを支援にも生かしていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○森会長　ありがとうございます。

要綱改正によりまして、新たにメンバーに加わっていただきましたので、今後またいろんな面で協力のほうをお願いすることがあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ほかの委員さんから御意見等ございませんでしょうか。

お願いします。谷岡委員お願いいたします。

○谷岡委員　堺市人権協会の谷岡と申します。

先ほど清心寮のリーフの櫻井委員のほうからも、このコロナ禍における宅配であったりとかという個別の支援というお話があったので、私たちの活動として行っている子ども食堂について少しお話しさせていただければなと思われました。

堺市社会福祉協議会さんの御協力もいただきまして、堺市内では今子ども食堂の数がぐんぐんと数年で増えてきています。その子ども食堂の中でも、このコロナ禍ということで、ここ3年間様々な活動の在り方というのを検討してきていまして、少数の子どもたちが参加する子ども食堂さんでは、そのまま皆さん子どもたち集まった形で食べるという形を取っておられるところもあれば、お弁当を配達するというような形に変更している子ども食堂さんもあります。

その中で、先ほど櫻井さんがおっしゃっていたように、子ども食堂も大きな変化があったかなと思う部分でいうと、やっぱり個別で、事情を抱えておられる世帯のほうに、子ども食堂を運営されておられる方が、世帯に食材を届けたりお弁当を届けたりするという活動を取られるところが多く見受けられるようになりました。

その中で、今までとの変化でいうと、お弁当や食品を届けることで世帯の状況というのが、子ども食堂を運営されておられる方がより見えるようになったというような変化ということが聞こえてくるようになりました。

やっぱりそれがコロナ禍でなかなかふだんどおり取り組めなかったことと対比して、コロナ禍で見えてきた新たな在り方という部分でもあるのかなと思いましたので、改めてちょっとこの場でお伝えさせていただきました。地域活動が家庭とつながることのできる1つのツールが子ども食堂であり、会食型で実施する良さと宅食や弁当配布の良さが表れたと感じている。それがあつて各地域の子ども達の見守りなどにつながっている。

以上です。

○森会長　ありがとうございます。

それを受けまして所委員、何か。

○所委員　失礼します。堺社協の所と申します。よろしくお願ひいたします。

今、谷岡委員のほうから子ども食堂の御説明がありましたので、少し補足をさせていただきます。

私どものほうは、子ども青少年局から委託を受けまして、さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業を行っております。その中で現在堺市では82の子ども食堂が、本当に様々な団体さんが個性を生かして活動を行っていただいております。

先日、この団体さんのほうに少しコロナ禍の活動等についてお聞かせいただいたところ、通常子ども食堂というのは、今説明もありましたように、対面で子どもさん同士がわいわいおしゃべりしながら食事を取るのが基本なんですけども、コロナ禍においても、いわゆる宅食であったりとかお弁当配布であったりとかいう形で切り替えて運営をしたということが約8割弱の子ども食堂さんがそういうふうな形で臨機応変に切り替えながら、子どもを見守っていただいているというような状況がございました。

また、そういうふうな形で非常に柔軟性に富んだ活動を展開していただいておりますので、社会福祉協議会におきましても、今後引き続き御支援のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○森会長　ありがとうございます。

子ども食堂での対応、いろんな状況で大変なところもあると思いますが、堺市としても子ども食堂、各小学校区に1つの設置を目指しております。地域の方々の御理解、御協力が欠かせない事業でもありますので、市としても社協さんの力もお借りしながら、目標達成に向けて努力していきたいというふうには思っております。ありがとうございました。

そのほか、いかがですか。門屋委員をお願いします。

○門屋委員　堺市里親会です。先ほど津崎委員からもあったんですけど、コロナ禍になってきて、里親の希望者数というのも少なくなっているようで、子ども相談所さんのほうからも、里親会のほうに希望者数が堺市ちょっと少なくなっているというところは伺っています。

先ほど貧困というところがやっぱり社会的なベースにあると、里親になろうという手を挙げる方々もやっぱり少なくなりますし、コロナ禍で閉鎖された状況の中で関係性取るのが難しくなっているというのもあるかとは思います。

そんな中で、ますます成り手も少なくなっているんですけど、私、里親会で先日全ての会員さんの総意を得て児童自立支援施設の中止判断というところに対して、府のほうに堺市のお金を入れていくというところで住民監査請求をさせていただいています。

やっぱりそういったところも、行政が子育て支援の土台になる環境整備をしていただけていないと、子どもさんを委託受けて、津崎委員がおっしゃったようにやっぱり問題行動って起きるんですよね。お母さんが取られるという感覚とか、お父さんの愛情を取られるという感覚が、例えば第二子が生まれて退行現象が起こるみたいな小さな間だと、それこそまだ家庭内でコントロールし切れるんですけど、これが思春期になって出てしまうと、出方がちょっと尋常ではないので、その尋常ではないことを、自己責任だとか家庭の責任だというところに押し込められてしまうと、やっぱりドロップアウトしてしまう、アウトバーンしてしまう里親さんというのがやっぱり出てきますし、そういうところで精神的に疲弊してしまったり障害を抱えてしまう里親さんというのは全国的にもかなりやっぱりいらっしやいます。

というところをやっぱり土台として支援するという形を取っていただかないと、「里親YEAR」とおっしゃっていただいているんですが、片方で児童自立支援施設、政令市としてやっぱり担保しなさいよということ児童福祉法で定められているにもかかわらず、それを、設備整えないという状況で「里親YEAR」というところを言われても、いやいや困るということになってくるので、その辺りはやっぱりもう一度再考していただきたいなというところがあります。

この問題でいろいろ聞き取りやっぱりしていくと、ある中学校の先生とかは追指導って行ってくださるんですよね。児童自立支援施設に子どもが行くと、その後、その中学校の先生だとか小学校の先生が施設に面会に行って追指導ということで、子どもにとったら、また帰っておいでやと、ここで頑張っただけ帰っておいでやということをしてくださるそうなんです、それは義務ではなくてもうあくまでもその先生の、要するにその子どもに対する寄り添い度というんですかね、そのところに任せられているので交通費も全て自腹だそうです。

これはもう里親も実親さんも皆さん一緒なんですけど、そうなってくると、堺にないがために、遠方、それこそまだ近畿圏内だったらいいんですけど、近畿圏外みたいなところに堺市の子どもが行ってしまっていて、追指導行きたくても行けないという状況、面会行きたくても行けないという状況。その中で社会的養護の子どもが1人ぽつんという状況で、そこで児童自立支援施設の中で頑張らないといけないというのは、それはちょっとおかしいん違うんかなとやっぱり思うので、そのところは、先ほど施設のところが、社会的なところが土台が整うというところで、児童心理治療施設というのも堺市にはないので、これもない、児童自立支援施設もない、家庭で頑張れと言われても、いや、そこはやっぱり限界あるよというところもよくよく御理解いただきたいなとは思っています。

なので、本当に市民の皆さんのそういった支えが必要なので、これからも御支援どうぞよろしくお願いいたします。

○森会長　そのほか御意見いかがでしょうか。

時間のほうもだんだん押してきておりますので、御意見等ないようでしたら進行させていただきたいと思っております。

これまで、一斉休校など、コロナが始まった頃と比べますと、なかなかその当時と同じ社会情勢になることは今後低いのかなというふうに勝手に思っておりますけども、実際に何らかの状況で所属機関におきまして、子どもの安全確認というのが困難になってくるケースも考えられることもあるかと思っております。そのような状況になることも踏まえまして、ケースカンファレンスなどを通じて進行管理と、重症度の高いケースにつきましては、具体的な見守り体制の検討を実施していくことがやはり重要なことだというふうに考えております。

今まさに子どもたちに関わっていただいている皆様のそれぞれのお立場で、子どもたちの状況に目を配っていただくことが、虐待の未然防止、また重症化、重篤化を防ぐことにつながっていくというふうに思いますので、これからも関係機関の皆様の御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、案件については以上で終了となりましたので、全体を通しまして何か御意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これもちまして、令和4年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議のほうを終了させていただきます。議事の進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○事務局（子ども家庭課 中原課長）      ありがとうございます。

児童虐待の対応には地域の連携、関係機関のネットワークが非常に重要でありまして、それを支えていただいている関係機関さんや団体の皆様方には、この場をお借りしまして、心より御礼申し上げます。

本市といたしましても、これからも子どもを安心して産み育てられる「子育てのまち堺」を推進するため、本市といたしましても、本日、御参画いただいている関係機関さんや団体さんと連携いたしまして、児童虐待防止に取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、以上もちまして、令和4年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。お疲れさまでした。